

評価実施	令和 2 年度	事務事業マネジメントシート（兼 事務事業コスト計算書）												
事務事業名	No. 11	都市景観形成推進事業					所属部	都市整備部	所属課	都市計画課				
政策名	No. 7	7 都市基盤					所属係	指導係	課長名	町田孝弘				
施策名	No. 24	基本施策24 地域特性を活かしたまちづくりの推進					裁量性	裁量性が大きい事業						
予算科目	会計	款	項	目	事業コード		法令根拠	建築基準法、国立市都市景観形成条例						
		01	8	01	3	01	1	03	1	3	91	51	01	0
事業期間		単年度のみ					☒ 単年度繰返	☐ 期間限定複数年度 （ 平成10 年度 ～ 年度 ）						

事務事業の概要	
事業の具体的な手順及び詳細（期間限定複数年度事業は全体像を記述） ① 市内で計画される一定規模以上の行為（以下「大規模行為」という。）を行う事業者は、法令に基づく手続きを行う前に、条例に基づき届け出てもらおう。 ② ①の届出の内容が景観形成基準（建築物及び工作物の高さ等の規模、壁面後退の位置、外壁等の意匠及び形態や素材、広告物の掲出位置・規模・色彩等の配慮、土地の形質変更における配慮、屋外における物品の集積及び貯蔵に関する事項等）に適合しているか内容を審査する。 ③ ②において助言又は指導を行う必要がないと認めるときは、届出をした事業者に副本を交付する。 ④ まちづくり条例で規定する大規模開発事業に該当する大規模行為を行う事業者は、①の届出の前で、計画の変更が可能な時期に、景観に係る構想を提出してもらい、必要に応じて助言を行う。	この事業を開始した経緯（いつ、どのような経緯で開始したか） 市民、行政、事業者など、多くの人と組織の自覚と協力によって、都市景観の形成が推進されるように、国立市の都市景観の形成に関する基本事項を定めることにより、「文教都市くにたち」にふさわしく美しい都市景観を守り、育て、つくることを目的としている。 活動実績及び事業計画 令和元年度の実績（令和元年度に行った主な活動を具体的に記載） 届出受付処理（景観形成基準への適合、助言又は指導） 国立市都市景観形成基本計画の改訂作業を進め、素案の説明会を12月に行い、3月に改訂を行い、名称を「国立市計画づくり基本計画」とした。 令和2年度の事業計画（令和2年度に計画している主な活動を具体的に記載） 届出受付処理（景観形成基準への適合、助言又は指導） 国立市都市景観形成基本計画の改訂作業

1 現状把握の部（PLAN）（DO）												
(1) 事務事業の目的 この事業を実施する背景・課題等（なぜこの事業を行うのか） 良好なまちなみや美しい景観を後世へ引き継ぐとともに、市民や事業者との連携の下、各地域の特性を活かし、まとまりのあるまちづくりが推進される。												
事業の対象者及び対象とした理由（できるだけ細かくセグメント化する） 国立市全域で、一定規模以上の建築物の建築等の行為を行う事業者に対し、条例により基準・手続等を課すことによって、「文教都市くにたち」にふさわしく美しい都市景観の形成を推進するため。												
この事業による直接的な効果及び施策の成果向上への道すじ（裁量性の大きい事業のみ記載） 条例の目的を、市民や市外業者も含めた事業者に周知することにより、実効性が確保される。												

(2)各指標等の推移												
項目		名称	単位	平成28年度 （決算）	平成29年度 （決算）	平成30年度 （決算）（A）	令和元年度 （決算見込み）（B）	令和2年度 （当初予算）	目標年度 （目標値）	差額 （B）－（A）		
①	活動指標 （事務事業の活動量を表す指標）	届出件数	ア 件	28	26	29	25			-4		
		（重点地区、大規模行為、大規模行為の協議、景観構想）	イ							0		
②	対象指標 （対象の大きさを表す指標）	都市景観形成重点地区候補地	ア 地区	2	2	2	2			0		
		対象面積	イ ha	815	815	815	815	815		0		
③	成果指標 （事務事業の達成度を表す指標）	副本交付件数	ア 件	28	26	29	25			-4		
		都市景観形成重点地区を指定した地区の数	イ 地区	0	0	0	0			0		
④	上位成果指標 （施策の達成度を表す指標）	都市景観形成条例に基づく届出の件数（類計）	ア 件	640	666	695	720			25		
		都市景観形成重点地区を指定した地区の数（累計）	イ 地区	2	2	2	2			0		

(3)事務事業コストの推移												
項目			単位	平成28年度 （決算）	平成29年度 （決算）	平成30年度 （決算）（A）	令和元年度 （決算見込み）（B）	令和2年度 （当初予算）	目標年度 （目標値）	差額 （B）－（A）		
支出内訳	人に係るコスト	正規職員従事人数	人	3	3	3	3	3				
		延べ業務時間	時間	540	540	540	540	540		0		
		正規職員人件費計（C）	千円	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	0	0		
		再任用職員従事人数	人									
		延べ業務時間	時間							0		
		再任用職員人件費計（D）	千円	0	0	0	0	0	0	0		
		嘱託職員従事人数	人							0		
		延べ業務時間	時間							0		
		嘱託職員人件費計（E）	千円	0	0	0	0	0	0	0		
	物に係るコスト	人に係るコスト計（F）	千円	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	0	0		
		物件費	千円	8		4,108	4,663	3,867		555		
		うち委託料	千円			3,899	4,125	1,837		226		
		維持補修費	千円							0		
	移転支出的なコスト	物に係るコスト計（G）	千円	8	0	4,108	4,663	3,867	0	555		
		扶助費	千円							0		
		補助費等	千円							0		
		繰出金	千円							0		
		その他	千円							0		
	その他	移転支出的なコスト計（H）	千円	0	0	0	0	0	0	0		
		その他	千円							0		
収入内訳	支出計（I）＝（F）＋（G）＋（H）		千円	2,708	2,700	6,808	7,363	6,567	0	555		
		国庫支出金	千円							0		
		都支出金	千円							0		
		分担金及び負担金	千円							0		
		使用料及び手数料	千円							0		
		繰入金	千円							0		
		その他	千円							0		
	収入計（J）		千円	0	0	0	0	0	0	0		
	収支差額（K）＝（J）－（I）		千円	-2,708	-2,700	-6,808	-7,363	-6,567	0	-555		
	一般財源投入割合		%	100%	100%	100%	100%	100%	#DIV/0!			

2 評価の部（CHECK）＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価	
公共関与性評価	① 公共関与の妥当性 なぜこの事業を行政が行わなければならないのか？税金を使う必要があるか、民間や受益者ができる事業か？かつ、行政が行うとした場合、国・都が行う事業か、それとも市が行う事業か？ ☐ 見直し余地がある ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☒ 妥当である ⇒【以下に理由を記入】 国立市の都市景観を推進するうえで必要な事業であり、市民・事業者の協力により都市景観形成の向上が図られている。
有効性評価	② 成果の向上余地 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？ ☒ 向上余地がある ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☐ 向上余地がない ⇒【以下に理由を記入】 大規模行為については数値基準を定めていない部分があるため、指導に支障をきたすことがある。 重点地区及び候補地については、地域住民とともに連携・協働しながら取り組んでいく必要がある。
	③ 廃止・休止の成果への影響 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？ ☐ 影響無 ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☒ 影響有 ⇒【その内容】 法に定める制限のみでは、無秩序な市街化が行われる可能性があり、市が目指す美しい都市景観づくりができない。
	④ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？ ☐ 他に手段がある（具体的な手段、事務事業） ☐ 統廃合・連携ができる ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【以下に理由を記入】 ☒ 他に手段がない ⇒【以下に理由を記入】 代替案がない。
	⑤ 事業費の削減余地・歳入の確保余地 成果を下げずに事業費を削減できないか？（仕様や工法の適正化、住民の協力など） さらなる歳入を確保できないか？ ☐ 事業費削減（歳入確保）余地がある ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☒ 事業費削減（歳入確保）余地がない ⇒【以下に理由を記入】 事業費については、必要最小限で行っている。
効率性評価	⑥ 人件費（延べ業務時間）の削減余地 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか？（アウトソーシングなど） ☐ 削減余地がある ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☒ 削減余地がない ⇒【以下に理由を記入】 最小時間・最少人数で行っており、削減余地はない。
公平性評価	⑦ 受益機会・費用負担の適正化 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？ ☐ 見直し余地がある ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☒ 公平・公正である ⇒【以下に理由を記入】 本条例の適用範囲については、国立市全域としており、公平・公正を期している。また、景観形成上重要とする重点地区については、地域を特定し、他の地域よりも小規模な行為を対象に、土地利用に関し基準を設けているが、市報や市のホームページ等で周知している。
事業の実施に当たり、ソーシャル・インクルージョンの理念を踏まえ、多様性への配慮はなされているか？ ☒ 適切に実施している・一部実施している ⇒【以下に理由（具体的な取組内容）を記入】 ☐ 実施していない ⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☐ 評価になじまない	
この事業の対象者からの意見（想定している効果と対象者の感じている効果のギャップはあるか？）（裁量性の大きい事業のみ記載） 重点地区の運営は地域住民の主体性に委ねているが、重点地区のメンバーからは、コピー代も含め全て自己負担となるため活動がままならないことがあるとの意見が出ている。	
この事業は施策の成果向上や公益の増進に役立っているか？（裁量性の大きい事業のみ記載） 一定規模以上の建築物等に規則を課すことで、街並みへの配慮や周辺環境に調和する計画に配慮してもらえる。	

3 評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）（ACTION）																			
(1) 担当課評価者としての評価結果 ① 公共関与と妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ② 有効性 ☐ 適切 ☒ 見直し余地あり ③ 効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④ 公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり	(2) 全体総括（振り返り、反省点） 予定通り令和2年3月に景観形成基本計画の改訂を終えることができた。 大学通り（公共空間）にある景観に関する古い看板を撤去し、C地区協議会の皆様と相談の上、数を減らしたうえで新たな看板を設置した。																		
(3) 今後の事業の方向性（改革改善案）・・・具体的に記載 ☒ 事業のやり方改善（有効性改善） ☐ 事業のやり方改善（効率性改善） ☐ 事業のやり方改善（公平性改善） ☐ 事業統廃合・連携 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない） 景観づくり基本計画について、今後、計画書内の将来像の実現に向けて取組みを進めていく。 重点地区については、関係者と話し合いを行い、必要な支援や運営方法を検討する。 景観や条例について普及啓発を進めていく必要がある。	(4) 改革・改善による期待成果（廃止・休止の場合は記入不要） <table><tr><td></td><td></td><td>コスト</td><td></td></tr><tr><td></td><td>削減</td><td>維持</td><td>増加</td></tr><tr><td rowspan="3">成果</td><td>向上</td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>維持</td><td></td><td></td></tr><tr><td>低下</td><td>×</td><td>×</td></tr></table>			コスト			削減	維持	増加	成果	向上		○	維持			低下	×	×
		コスト																	
	削減	維持	増加																
成果	向上		○																
	維持																		
	低下	×	×																
(5) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策 景観づくり基本計画内の取組みとして、ガイドラインや数値基準の導入に向けて市内の現状把握を行う必要がある。 重点地区の指定に向けて関係者と協議を行う必要がある。																			
(6) ＜目標達成基準、見直し・廃止基準＞この事業はどのような状態となれば目標が達成されたことになりますか。また、見直し・廃止となりますか？ 本条例は、「文教都市くにたち」にふさわしく美しい都市景観を守り、育て、つくることを目的としているため、永続的な取り組みが必要であり、廃止は見込まれない。																			

評価実施	令和 2 年度	事務事業マネジメントシート（兼 事務事業コスト計算書）											
事務事業名	No.12	まちづくり条例運営事業					所属部	都市整備部	所属課	都市計画課			
政策名	No.7	7 都市基盤					所属係	指導係	課長名	町田 孝弘			
施策名	No.24	基本施策24 地域特性を活かしたまちづくりの推進					裁量性	裁量性が大きい事業					
予算科目	会計	款	項	目	事業コード		法令根拠	建築基準法、国立市まちづくり条例					
		01	8	01	3	01	1	03	1	3	91	31	0
事業期間		単年度のみ					☒ 単年度繰返			期間限定複数年度		(平成29 年度 ~ 年度)	

事務事業の概要	
事業の具体的な手順及び詳細(期間限定複数年度事業は全体像を記述) ① 条例に定める一定規模以上の事業を行う事業主は、各種手続き(都市計画法に定める開発行為の許可の手続き、建築基準法に定める建築確認申請等の手続など)を行う前に、市に事前協議書を提出する。 ② 事業者は、市と条例に定める各事項について協議を行い、協議が終了した後に、承認申請書を市に提出する。 ③ 市は、②の申請の内容が各事項に適合しているかを確認した後に、事業者に承認書を交付し、事業者と協定を締結する。 ④ 事業者は、③の後に建築基準法に定める建築確認申請等の手続きを行い、事業に着手し、市は事業完了後に検査を行い、③の内容との適合確認を行う。 ⑤ ④の後に、事業者から帰属された公共施設等を関係部署に引継ぎを行う。	この事業を開始した経緯(いつ、どのような経緯で開始したか) 良好なまちづくりを推進するために、市民参加の仕組み、事業者が行う土地利用に関する手続及び基準等を定めることにより、国立市都市計画マスタープランにおけるまちづくりの将来像の実現に寄与することを目的として、平成28年度に条例を施行した。 活動実績及び事業計画 令和元年度の実績(令和元年度に行った主な活動を具体的に記載) 事業者との事前相談、事前協議、承認書、協定書締結、検査、公共施設等の引継ぎを行った。施行規則の見直しを行い、文言整理と運用上の課題について一部解決を図った。 令和2年度の事業計画(令和2年度に計画している主な活動を具体的に記載) 事業者との事前相談、事前協議、承認書、協定書締結、検査、公共施設等の引継ぎを行う。施行規則の見直しを踏まえた条例ガイドの改訂と周知活動を実施する。

1 現状把握の部(PPLAN) (DO)											
(1) 事務事業の目的											
この事業を実施する背景・課題等(なぜこの事業を行うのか) 良好なまちなみや美しい景観を後世へ引き継ぐとともに、市民や事業者との連携の下、各地域の特性を活かし、まとまりのあるまちづくりが推進される。											
事業の対象者及び対象とした理由(できるだけ細かくセグメント化する) 建築物の建築や開発行為等を行う事業者や地区まちづくり協議会を対象に、地域の特徴に合わせた土地の利用を図るよう指導するため。											
この事業による直接的な効果及び施策の成果向上への道すじ(裁量性の大きい事業のみ記載) 条例の目的を、市民や市外業者も含めた事業者に周知することにより、実効性が確保される。											

(2)各指標等の推移											
項目		名称	単位	平成28年度 (決算)	平成29年度 (決算)	平成30年度 (決算)(A)	令和元年度 (決算見込み)(B)	令和2年度 (当初予算)	目標年度 (目標値)	差額 (B)-(A)	
①	活動指標 (事務事業の活動量を表す指標)	開発事業事前協議書提出の件数	ア 件	10	17	17	20			3	
		まちづくり審議会開催回数	イ 回	3	2	1	6			5	
②	対象指標 (対象の大きさを表す指標)	国立市域面積	ア ha	815	815	815	815	815		0	
			イ							0	
③	成果指標 (事務事業の達成度を表す指標)	協定締結の件数	ア 件	6	18	15	15			0	
		地区まちづくり計画を策定した地区の数	イ 件	0	0	0	0			0	
④	上位成果指標 (施策の達成度を表す指標)	協定締結の件数(累計)	ア 件	6	24	39	54			15	
		地区まちづくり計画を策定した地区の数(累計)	イ 地区	0	0	0	0			0	

(3)事務事業コストの推移												
項目			単位	平成28年度 (決算)	平成29年度 (決算)	平成30年度 (決算)(A)	令和元年度 (決算見込み)(B)	令和2年度 (当初予算)	目標年度 (目標値)	差額 (B)-(A)		
支出内訳	人に係るコスト	正規職員従事人数	人	3	3	3	3	3				
		延べ業務時間	時間	1,460	1,460	1,460	1,460	1,460			0	
		正規職員人件費計(C)	千円	7,300	7,300	7,300	7,300	7,300	0		0	
		再任用職員従事人数	人									
		延べ業務時間	時間								0	
		再任用職員人件費計(D)	千円	0	0	0	0	0	0		0	
		嘱託職員従事人数	人									
		延べ業務時間	時間								0	
		嘱託職員人件費計(E)	千円	0	0	0	0	0	0		0	
	人に係るコスト計(F)	千円	7,300	7,300	7,300	7,300	7,300	0		0		
	物に係るコスト	物件費	千円	523	89	90	188	314			98	
		うち委託料	千円	212							0	
		維持補修費	千円								0	
		物に係るコスト計(G)	千円	523	89	90	188	314	0		98	
	移転支出的なコスト	扶助費	千円								0	
		補助費等	千円	327	228	101	483	874			382	
		繰出金	千円								0	
		その他	千円								0	
	移転支出的なコスト計(H)	千円	327	228	101	483	874	0		382		
その他	その他	千円								0		
										0		
	支出計(I)=(F)+(G)+(H)	千円	8,150	7,617	7,491	7,971	8,488	0		480		
収入内訳										0		
	国庫支出金	千円								0		
	都支出金	千円								0		
	分担金及び負担金	千円								0		
	使用料及び手数料	千円					7			0		
	繰入金	千円								0		
	その他	千円								0		
										0		
	収入計(J)	千円	0	0	0	0	7	0		0		
	収支差額(K)=(J)-(I)	千円	-8,150	-7,617	-7,491	-7,971	-8,481	0		-480		
一般財源投入割合			%	100%	100%	100%	100%	#DIV/0!				

2 評価の部(CHECK) * 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価																		
公共関与と性評価	① 公共関与の妥当性 なぜこの事業を行政が行わなければならないのか？税金を使う必要があるか、民間や受益者ができる事業か？かつ、行政が行うとした場合、国・都が行う事業か、それとも市が行う事業か？	☐ 見直し余地がある ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☒ 妥当である ⇒【以下に理由を記入】 市のまちづくりに関することで、条例に基づくものであることから、行政が行わなければならない。																
	② 成果の向上余地 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？	☒ 向上余地がある ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☐ 向上余地がない ⇒【以下に理由を記入】 条例制定から年数が浅いことから、事例とノウハウの蓄積を進め、効果的な事業となるよう取り組んでいく必要がある。 地区まちづくり計画について、市民の理解を深め、地域のまちづくりに活用していただけるよう働きかけを行っていく。																
	③ 廃止・休止の成果への影響 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☐ 影響無 ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☒ 影響有 ⇒【その内容】 法で定める範囲内で、無秩序な市街化が行われる可能性があり、市が目指す良好な市街地の造成並びに生活環境が保持できずに、このまちの美しい景観やまちなみを後世に引き継ぐことができない。																
	④ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☐ 他に手段がある (具体的な手段、事務事業) ☐ 統廃合・連携ができる ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【以下に理由を記入】 ☒ 他に手段がない ⇒【以下に理由を記入】 代替案がない。																
有効性評価	⑤ 事業費の削減余地・歳入の確保余地 成果を下げずに事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など) さらなる歳入を確保できないか？	☐ 事業費削減(歳入確保) 余地がある ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☒ 事業費削減(歳入確保) 余地がない ⇒【以下に理由を記入】 主な事業費が委員報酬であるため、削減する余地はない。																
	⑥ 人件費(延べ業務時間)の削減余地 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託できないか？(アウトソーシングなど)	☐ 削減余地がある ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☒ 削減余地がない ⇒【以下に理由を記入】 最小時間・最小人数で行っている。																
公平性評価	⑦ 受益機会・費用負担の適正化 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☒ 公平・公正である ⇒【以下に理由を記入】 本事業は、市内で計画される建築物の建築、開発行為等のうち条例の適用となる全ての事業を対象としており、公平・公正である。																
事業の実施に当たり、ソーシャル・インクルージョンの理念を踏まえ、多様性への配慮はなされているか？																		
☒ 適切に実施している・一部実施している ⇒【以下に理由(具体的な取組内容)を記入】 ☐ 実施していない ⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☐ 評価になじまない																		
届出は申請人より委任を受けた専門家によりなされることが多いため、基本的に多様性への配慮の必要性は低い、窓口にローテーブルと椅子を設けて着座での対応ができるようにしている。																		
この事業の対象者からの意見(想定している効果と対象者の感じている効果のギャップはあるか？)(裁量性の大きい事業のみ記載) 特になし																		
この事業は施策の成果向上や公益の増進に役立っているか？(裁量性の大きい事業のみ記載) 良好なまちなみや美しい景観を後世へ引き継ぐとともに、市民や事業者との連携の下、各地域の特性を活かし、まとまりのあるまちづくりが推進されている。																		
3 評価結果の総括と今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(ACTION)																		
(1) 担当課評価者としての評価結果		(2) 全体総括(振り返り、反省点) 市報やホームページ等で定期的に適用範囲や基準等の周知を図っている、市民や事業者へ条例の目的を更に深く浸透させ、基準に沿った計画を誘導することにより、事前の協議に係る事務がスムーズになり事務量の軽減が図られるように努める。																
① 公共関与と妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ② 有効性 ☐ 適切 ☒ 見直し余地あり ③ 効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④ 公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																		
(3) 今後の事業の方向性(改革改善案)・・・具体的に記載 ☒ 事業のやり方改善(有効性改善) ☐ 事業のやり方改善(効率性改善) ☐ 事業のやり方改善(公平性改善) ☐ 事業統廃合・連携 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない) 運用の実情を踏まえ、ガイドラインの改訂や運用方法の見直しを進め、より効果的な事業の実現を目指す。 まちづくり条例や地区まちづくり計画に関する普及啓発を行う。		(4) 改革・改善による期待成果(廃止・休止の場合は記入不要) コスト <table><tr><td></td><td>削減</td><td>維持</td><td>増加</td></tr><tr><td>向上</td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>維持</td><td></td><td></td><td>×</td></tr><tr><td>低下</td><td></td><td>×</td><td>×</td></tr></table>		削減	維持	増加	向上		○		維持			×	低下		×	×
	削減	維持	増加															
向上		○																
維持			×															
低下		×	×															
(5) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策 まちづくり条例において、市内全域を対象に開発事業の基準を定めたが、地域特性に相応しいまちづくりを推進するためには、地区ごとに地区まちづくり計画の策定をするのが望ましく、普及啓発をすすめ市民のまちづくり推進に対する機運を高めていく必要がある。																		
(6) <目標達成基準、見直し・廃止基準>この事業はどのような状態となれば目標が達成されたことになりますか。また、見直し・廃止となりますか？ 本条例は、「文教都市くにたち」にふさわしく美しい都市景観を守り、育て、つくることを目的としているため、永続的な取り組みが必要であり、廃止は見込まれない。																		